

障害者差別解消支援地域協議会 事例検討会議について

1. 目的

障害を理由とする差別に関する相談事案等について差別解消の相談窓口における効果的かつ円滑な解決に向け、「障害者差別解消支援地域協議会」が所掌する事務のうち相談事案等の情報共有及び紛争の防止や解決に係る事項について、より深い議論を行うため「事例検討会議」を平成30年度から設置する。

相談窓口で対応した個別事案に関する実際の相談内容や経過等の具体的な対応状況を事例検討会議において検討・検証することで、相談事案の解決に向けた対応力の向上をめざす。

2. 位置づけ

「障害者差別解消支援地域協議会」の下に「事例検討会議」を設置する。

「事例検討会議」は、障害種別や相談分野等を踏まえ、個別の事案や課題に応じて組織する。

3. 事例検討会議の主な役割

相談窓口において受けた事案について、相談内容や対応状況等の個別事案に係る情報を共有し、より深い意見交換を行うことによって差別解消の取組を検証するとともに、効果的かつ円滑な解決をめざす。

- ・ 相談窓口が対応した相談に係る事例の共有
- ・ 相談窓口における紛争の防止・解決に向けた協議、複数の機関等による連携等
- ・ 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- ・ 相談窓口への助言

4. 相談窓口との連携

事例検討会議による助言・検証等を踏まえ蓄積・共有した事例については、相談窓口において類似する相談を受ける場合の参考事例や判断基準等として活用するなど、相談窓口と連携して対応力の向上を図るとともに、地域全体の障害を理由とする差別に関する相談の解決につなげる。

5. 構成委員

障害者差別解消支援地域協議会委員から選任。

なお、障害種別や相談分野の意見も踏まえる必要があることから、構成委員以外の委員等に適宜出席を求め意見を聴く。

6. 会議の公開について

事例検討会議は、相談事例の共有や検討を行う際に、堺市情報公開条例第7条第1号に該当する個人に関する情報を取り扱うこととなるため、堺市審議会等の会議の公開に関する基準第3条に基づき、非公開とする。

7. 開催状況

【平成30年度】

平成30年	5月30日	障害者差別解消支援地域協議会	事例検討会議（第1回）
平成30年	10月9日	障害者差別解消支援地域協議会	事例検討会議（第2回）
平成31年	2月5日	障害者差別解消支援地域協議会	事例検討会議（第3回）
平成31年	2月21日	障害者差別解消支援地域協議会	権利擁護専門部会 (障害者差別解消法)

【令和元年度】

令和元年	6月19日	障害者差別解消支援地域協議会	事例検討会議（第1回）
令和元年	11月12日	障害者差別解消支援地域協議会	事例検討会議（第2回）
令和2年	2月10日	障害者差別解消支援地域協議会	事例検討会議（第3回）
令和2年	3月3日	障害者差別解消支援地域協議会	権利擁護専門部会 (障害者差別解消法)